	第七十二条の三
一時金相当額」とあるのは、「第七十二条の二第一項第二号に規定する残余財産の額」と読み替えるものとする。	解散基金加入員（確定給付企業年金法
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）	老齢厚生年金又は法附則第二十八条の三第一項
老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）又は平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）附則第二十八条の三第一項	法第三十八条第一項前段
2　前項の届書には	次の各号に掲げる事項を記載した届書を
2　前項の届出に当たつては	次の各号に掲げる事項を
改正後厚生年金保険法第三十八条第一項前段	

	第七十二条の三第一項
平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）	解散基金加入員（確定給付企業年金法
老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）又は平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）附則第二十八条の三第一項	老齢厚生年金又は法附則第二十八条の三第一項
改正後厚生年金保険法第三十八条第一項前段	法第三十八条第一項前段